市町村障がい福祉主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室長 ( 公 印 省 略 )

相談支援事業所における意思決定支援に係る照会について(依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度報酬改定において障害福祉サービス事業所等の運営基準「取扱方針」及び「サービス管理責任者の責務」等に「利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨が定められ<sup>※1</sup>、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月31日障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 以下、ガイドラインという)<sup>※2</sup>を踏まえて取組むこととされています。

これを受け、本県では、県内の障害福祉サービス事業所等の意思決定支援の取組 状況について、ガイドラインに示されるアセスメント表等\*2\*3を参考にしたサービ ス等利用計画作成数及び相談支援専門員の意思決定支援会議への出席状況を把握す るための照会を実施します。

つきましては、所管する相談支援事業所あて標記照会(別添「調査票①」及び 「調査票②」)の送付をお願いします。

なお、お手数ですが、回答をとりまとめの上、6月27日(金)までに以下問合せ先まで御送りください。

- ※1厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」 一部抜粋(令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料)
- ※2 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3 月31日障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(別添参 照)
- ※3「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシートの 記載留意点」(神奈川県 共生推進本部室) (別添参照) \*「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシ ート」については、上記ガイドラインの手順を具体的に示した「神奈川県版意思 決定支援ガイドライン」 (神奈川県ホームページ「支援者向けの情報 (研修資料
  - 等)」参照 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei1.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei1.html</a>) に掲載されています。

## 問合せ先

当事者目線障害福祉グループ 松浦、中沖、稲谷 電 話 045-285-0554 (直通)

メール info\_ishi.ap8p@pref.kanagawa.lg.jp